

NPO 法人浜島スポーツクラブ スイミング教室

<入会のしおり>

「スイミング教室規約」(H24.4.1改正)

第 1 条 (名称)	本教室は、NPO 法人浜島スポーツクラブ スイミング教室と称します。
第 2 条 (所在地)	本教室は、志摩市浜島町浜島 3 5 6 4 番地 4 に置くものとします。
第 3 条 (目的)	主任指導員並びにアシスタント指導員による一貫した水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深め、体力の向上及びスポーツの振興を図るとともに、礼節を重んじ、規律正しい豊かな人間性を形成することを目的とします。
第 4 条 (入会資格)	本教室に入会できる者は、NPO 法人浜島スポーツクラブの会員であり、募集要項の内容及び教室申込書の各項目、また本規約の内容を理解した上で、各コースに定められた資格に該当し、本教室の目的及び指導方針に賛同した者とします。
第 5 条 (指導日時)	指導日時は原則として各コース指定の日時を最優先としますが、施設側の事業及び休館日等により、臨時に休講する場合があります。
第 6 条 (指導方針)	本教室は「水を怖がらず」・「水に親しみ」・「水に慣れる」ことを目的とし、水泳の普及向上に努めるものであり、第 3 条 (目的) にもあるように、規律正しい豊かな人間性を重視するものです。
第 7 条 (入会)	入会希望者は NPO 法人浜島スポーツクラブ所定の入会申込書兼誓約書及び当教室申込書提出後、NPO 法人浜島スポーツクラブより受講決定書が届き次第、指定された期日までに諸手続きを完了することによって入会とします。
第 8 条 (中途入会)	教室開始後の中途入会については、定員数に空きがあれば教室開始月から 3 カ月を越えていないことを条件とし、入会を認めるものとします。但し、主任指導員が特に認めた場合に限り、3 カ月を越えた場合も入会できるものとします。受講料については、教室開始月後 3 カ月以内は同額とし、3 カ月を越えた場合は「残りの受講回数×600 円」とします。
第 9 条 (会費及び受講料等)	会費及び受講料等については、NPO 法人浜島スポーツクラブ募集要項、入会申込書兼誓約書及び当教室申込書並びに本規約に定める金額とします。
第 10 条 (受講料の不返還)	いったん納入した会費及び受講料、保険料等については、原則として返還しないものとします。
第 11 条 (届出義務)	① 休会届 / 病気やケガ等により 1 ヶ月以上休会が必要な場合は、理由等を明記した任意の休会届を必ず事務局へ届け出てください。 ② 退会届 / やむを得ず退会する場合は、任意の退会届を (保護者同伴で) 事務局へ提出してください。 ③ 欠席連絡 / 受講生が受講当日、何らかの事由により欠席する場合は、事務局に必ず連絡してください。
第 12 条 (休講日)	本教室は、志摩市浜島 B&G 海洋センター (以下海洋センターとする) が施設の維持管理や機械類の故障または保安上の整備等で休館した場合や、暴風雨警報等が発令された場合、その他やむを得ない事由で休講することがあります。 事前にわかっている場合は、書面にて告知を行いますが、急を要する場合は電話等にて行うものとします。(海洋センターの休館日は基本的に毎週月曜日、月曜日が祭日の場合のみ火曜日となります)
第 13 条 (倫理) モラル	① 教室受講生 (以下受講生とする) は礼節を重んじ、教室内の秩序を守り、指

- 導員若しくは施設職員の指示に従い、互いに仲良く、明るく、楽しい教室になるよう努めるものとします。
- ② 受講生は、施設内及びプール内で走ったり、暴れたり、来館者の方々に迷惑を及ぼさないようにしてください。
 - ③ 教室開始前のプール利用については、本人及び保護者の責任において利用し、教室開始5分前には一旦プールから上がり、受講の準備をするようにしてください。疲労による受講への影響がないよう、また他の受講生へ影響を及ぼすことのないよう、自己管理をお願いします。長時間プールを利用したことにより体調不良等が生じた場合、指導員及びクラブ並びに海洋センターは一切の責任を負いかねます。
 - ④ 指導員に指示された以外は、スイミング教室受講生といえども飛び込みは絶対に行わないものとします。
 - ⑤ 保護者の方は、受講生であるお子様に対し、教室終了後は速やかに着替え等を済ませ、退館時間を厳守するよう指導してください。退館時間を越えることが度重なる場合は、クラブ側より保護者に対して厳重注意を行います。
 - ⑥ 進級テストの結果について、クラブ並びに指導員は一切の異議申し立てを受け付けられないものとします。
 - ⑦ 県内外の水泳大会出場において指導員による選手選抜が行われることがありますが、選抜結果についてクラブ並びに指導員は一切の異議申し立てを受け付けられないものとします。
 - ⑧ 選抜選手等による強化練習を行う場合がありますが、これについて、クラブ並びに指導員は一切の異議申し立てを受け付けられないものとします。
 - ⑨ 保護者の方は、本人が嫌がる場合、強制的にプール内に連れていく・無理やり教室に参加させる等の行為は控えてください。
 - ⑩ 保護者の方は、急を要する場合以外は見学室の窓を開けたり、受講生であるお子様にむやみに声をかけたり、手を振ったりしないようにしてください。
 - ⑪ 幼児同伴の保護者の方は、施設の規則を厳守した上で、来館者の方々に迷惑を及ぼさないよう十分配慮してください。
 - ⑫ 浜島 B&G 海洋センター各施設の利用上のルールを厳守し、指導員若しくは施設職員の指示には必ず従ってください。
 - ⑬ 受講生が本教室の活動を著しく害したとき、またはそのおそれがあるときは、クラブは退会を勧告することができるものとします。

第14条（責任）	教室開催中、万一不慮の事故及び傷害が発生した場合には、すべて自己の責任において処理し、スポーツ安全保険の適用事項以外はクラブ並びに指導員及び海洋センターは一切の損害賠償責任を負わないものとします。
第15条（管理）	<ul style="list-style-type: none"> ① 海洋センターの設置及び管理に関する条例並びに同施行規則等に従い、これを厳守するものとします。 ② 教室以外のアリーナ・トレーニングルーム・武道場・ミーティングルーム及びプール使用等については、各人で「使用料」をお支払いいただき、施設職員の指示等を厳守してください。